の導入及び使用のためのスペクトル需要及び規制条項を検討すること。
1.11　決議第236（WRC-15）に従い、移動業務への既存の分配の中で、列車と沿線との間の鉄道無線通信システムを支援する世界的又は地域的な周波数帯の調和を促進するために、適宜必要な措置を執ること。
1.12　決議第237（WRC-15）に従い、移動業務への既存の分配のもと、高度道路交通システム（ITS）の発展を実現するための最大限可能な調和のとれた世界的又は地域的な周波数帯を検討すること。
1.13　決議第238（WRC-15）に従い、移動業務へ一次的基礎で追加分配する可能性を含め、IMTの将来開発のための周波数帯の特定を検討すること。
1.14　決議第160（WRC-15）に従ったITU-Rの研究に基づき、固定業務への既存の分配の中で、高高度プラットフォーム局（HAPS）のための適切な規制上の措置を検討すること。
1.15　決議第767（WRC-15）に従い、275-450GHzの周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務のアプリケーションのために主管庁が使用する周波数帯の特定を検討すること。
1.16　決議第239（WRC-15）に従い、5150MHzから5925MHzまでの間の周波数帯において、無線LANを含む無線アクセスシステム（WAS／RLAN）に関連する課題を検討し、移動業務へのスペクトルの追加分配を含む適切な規制上の措置を執ること。
2　決議第28（WRC-15、改）に基づき、無線通信規則で参照しているITU-R勧告のうち、無線通信総会から改正された旨の通知があったITU-R勧告を審査し、決議第27(WRC-12、改)の第1附属書に示された原則に基づき、無線通信規則の中の対応する参照を更新すべきか否か決定すること。
3　世界無線通信会議の決定によって結果的に必要となる可能性のある無線通信規則の変更及び改正を検討すること。
4　決議第95（WRC-07、改）の規定に基づき、それ以前の世界無線通信会議の決議及び勧告を、それらの改正、置換又は破棄の可能性を視野に見直すこと。
5　条約第135号及び第136号に基づいて提出された無線通信総会の報告を検討し、適切な措置を執ること。
6　次回の世界無線通信会議の準備のために、無線通信研究委員会が緊急に措置を講じる必要がある項目を特定すること。
7　決議第86（WRC-07、改）の規定に基づき、無線周波数及び付随する静止衛星軌道を含めたあらゆる軌道の合理的、効率的及び経済的な利用のために、全権委員会議決議第86(2002年マラケシュ、改)「衛星網に関わる周波数割当ての事前公表、調整、通知及び登録手続」に対応した変更その他の選択肢の可能性を検討すること。
8　決議第26（WRC-07、改）を考慮し、脚注が不要になった場合に、当該国の脚注の削除を求める旨又は脚注からの当該国の名前の削除を求める旨の主管庁からの要求を検討し、適切な措置を執ること。
9　条約第7条に基づき、以下に関する無線通信局長の報告を検討し承認すること。
9.1　WRC-15以降の無線通信部門の活動
9.2　無線通信規則*の適用に当たって遭遇した困難又は矛盾
9.3　決議第80（WRC-07、改）に対応した措置
10　条約第7条に基づき、次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告し、その次の会議の仮議題と将来の会議の議題候補について見解を示すこと。
以下を更に決議し、
　会議準備会合を活発化すること。
以下を理事会に要請し、
　議題を確定し、WRC-19を開催する準備を行い、可及的速やかに構成国との必要な協議を開始すること。
以下を無線通信局長に指示し、
　会議準備会合を開催するために必要な準備を行い、WRC-19への報告を準備すること。
以下を事務総局長に指示する。
　この決議を関係する国際機関及び地域機関に通知すること。
* 本議題項目は、無線通信規則の適用に当たって遭遇した困難又は矛盾に関する無線通信局長の報告及び主管庁からの意見に限る。

追　決議第810（WRC-15）　2023年世界無線通信会議の仮議題
世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　ITU条約第118号に従い、WRC-23の議題の概要は、４年から６年前には固められること。
b)　世界無線通信会議の権限及び日程計画に関するITU憲章第13条並びにこれらの議題に関する条約第７条
c)　これまでの世界無線通信主管庁会議（WARC）及び世界無線通信会議（WRC）の関連決議及び勧告
以下の見解を示すことを決議し、
　WRC-23の仮議題には、以下の項目が含まれるべきこと。
1　WRC-19から特に要請された緊急な課題に関して、適切な措置を執ること。
2　主管庁からの提案及び会議準備会合の報告に基づき、並びにWRC-19の結果を考慮しつつ、以下の事項について検討し、適切な措置を執ること。
2.1　決議第361(WRC-15)に従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の近代化及び電子航行の実現を支援するためのスペクトルの必要可能性及び規制上の措置を検討すること。
2.2　決議第656（WRC-15）に従い、既存業務の保護を考慮しつつ、衛星搭載レーダー測深機のための地球探査衛星（能動）業務への45MHz付近の周波数領域における新たな分配の可能性を研究し、WRC-23に間に合うように完了させること。
2.3　決議第657（WRC-15）に従い、既存業務に新たな制約を課すことなく無線通信規則の中で適切な認知と保護を与えることを視野に、宇宙気象センサーに対する技術的及び運用上の特性、スペクトル要求並びに適切な無線業務名に関する研究結果を見直すこと。
2.4　決議第161（WRC-15）に従った、37.5-39.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯における固定衛星業務のスペクトルの必要性及び新たな分配の可能性の研究
2.5　第一地域の470-960MHzの周波数帯の既存業務によるスペクトルの使用及びスペクトルの必要性を見直し、決議第235(WRC-15)に従う見直しに基づき、第一地域の470-694MHzの周波数帯における規制上の措置の可能性を検討すること。
3　無線通信規則で参照しているITU-R勧告のうち、無線通信総会から改定された旨の通知があったITU-R勧告について、決議第28（WRC-15、改）に従い審査するとともに、決議第27（WRC-12、改）の第1附属書に含まれる原則に従い、対応する無線通信規則の中の参照を更新するか否かを決定すること。
4　世界無線通信会議の決定によって結果的に必要となる可能性のある無線通信規則の変更及び改正を検討すること。
5　決議第95（WRC-07、改）に従い、以前の世界無線通信会議の決議及び勧告をそれらの改定、置換又は破棄を視野に見直すこと。
6　条約第135号及び第136号に従って提出された無線通信総会の報告を検討し、適切な措置を執ること。
7　無線通信研究委員会による緊急な措置が必要となるような事項を特定すること。